

学校保健

平成28年 3月

No. 317

(公財) 日本学校保健会ホームページアドレス
http://www.hokenkai.or.jp/



JAPANESE SOCIETY
OF
SCHOOL HEALTH

(公財) 日本学校保健会

継続的に発展・普及した実践を評価

平成27年度全国健康づくり推進学校表彰式を開催

同時開催：日本学校保健会事業報告会



最優秀校の実践発表



最優秀校受賞者の皆様

日本学校保健会では2月18日、日本医師会館（東京都文京区）において平成27年度全国健康づくり推進学校表彰式及び事業報告会を開催、約300名の方にご参加いただき、最優秀校の実践発表ほか薬物乱用防止教育のシンポジウムなどを行いました。（関連記事2～5ページ）

主な誌面

平成27年度全国健康づくり推進学校表彰式
最優秀校の紹介……………2～3
平成27年度健康診断啓発ポスターコンクール
ポスター採用審査最終選考作品……………5
特集 健康相談とその活動V
学校薬剤師が行う健康相談……………6～7

児童生徒等の健康診断で「リアル解説」Vol.3
学校での色覚検査の進め方……………8～9
健康教育推進学校表彰校の実践⑥
愛知県立ひいらぎ特別支援学校……………10～11
シリーズ⑤「健康教育をささげる」
日本学校保健学会第62回学術大会……………12～13

平成27年度 健康診断啓発ポスターコンクール

—ポスター採用作品—

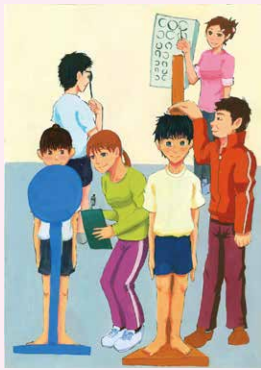
日本学校保健会の平成27年度健康診断啓発ポスターコンクールでは全国から総数1,865点に及ぶご応募をいただき、ありがとうございました。本会の健康診断啓発委員会(衛藤隆委員長)での審査の結果、各部門のポスター採用作品が決まりました。各部門の啓発ポスターは、全国の学校保健会等を通じて各学校へ配布します。ご活用ください。（関連記事5ページ）

★小学生部門(応募数681点)



鹿児島県さつま町立求名小学校
6年 満尾 怜華 さん

★中学生部門(応募数842点)



静岡県小山町立須走中学校
2年 菱沼 百花 さん

★高校生部門(応募数322点)



奈良県立高円高等学校
3年 千葉 麻衣 さん

回覧

校 長	教 頭	保健主事	養護教諭	保健委員会	PTA会長	学校医	学校歯科医	学校薬剤師

【お知らせ】「学校保健」は年6回（奇数月）の発行です。学校保健委員会の参考に学校三師の方々へもご回覧ください。

平成27年度

公益財団法人日本学校保健会

全国健康づくり推進学校表彰

— 最優秀校紹介 —

自ら心身を鍛える健やかな児童の育成
～「立腰教育」を基盤とした健康教育～

福岡県新宮町立立花小学校



「心身一如」(心と体は影響しあっている)の考え方にに基づき、腰骨をしっかりと立てて、「3つの学び方」と「3つの行い方」を実践していく「立腰教育」を進めています。また、「ふるさとを大切にするコミュニティ・スクール立花」として、学校・家庭・地域が連携・協働し、「健康教育、立腰教育」を三者共通の目標として様々な教育活動を展開し、健やかな「立花っ子」を育成しています。

健やかな心と体づくりをめざし、
主体的に行動する下地っ子の育成
～大いちょうプランを通して～

愛知県豊橋市立下地小学校



地域との連携のもと、33年間続いている「豊川横断水泳大会」を学校行事の中核として、「たくましい体」「健やかな体」「輝く笑顔」「安心安全な学校」づくりの4つのプランを立て、本校のシンボル大いちょうのようにたくましく生きる子の育成に努めています。

自分の命を自分で守ることができる
生徒の育成
～生徒主体で進める健康教育～

岐阜県岐阜市立長良中学校



「ヘルスフルプラン」「給食部からの挑戦状」など、生徒会が主体となり、健康教育の取組を進めています。生徒自身が願いをもって活動を生み出し、工夫して取り組むことにより、全校生徒の健康や安全に関する知識や実践力を高めています。

「やさしさ かしこさ たくましさ」
を育む健康づくり
～自ら考え、行動できる生徒の
育成をめざして～

大阪府立藤井寺高等学校



本校では、長年ピア活動を通して、「健康について自ら考え実践できる力」を身につけるために、学校三師・地域・大学等様々な機関との連携を図り、学校保健委員会や生徒保健委員会活動の活性化を図ってきました。

自立に向け、たくましい心と体をつくり、 生き生きと生活できる子どもの育成

山梨大学教育人間科学部附属特別支援学校

一人一人の児童生徒の特性に応じ、段階的、発展的にその個性や能力の可能性を見極め、将来の自立に向けた健康づくりに取り組んでいます。健康づくりの習慣が楽しみながら体験を通して身につくように努めています。



これら最優秀校と優秀校の実践をまとめた事例集「平成27年度全国健康づくり推進学校の実践」を本会より発行(3月販売予定)します。ご活用ください。

平成 27 年度の審査を終えて

審査委員会 委員長 村田 光範

本年度の審査について最初に述べておかなくてはならないことは、平成14年度から実施しているこの表彰事業の名称が「21世紀・新しい時代の健康教育推進学校表彰事業」から「全国健康づくり推進学校表彰事業」に変わったことである。この理由は児童生徒を核にして健康づくりを推進することによってその効果が地域全体に広がる、そしてこのことが地域全体から全国へ広がることを目指した事業にすることである。今年度は移行期間として事業の名称が変わったのみで実施要項や審査基準等は従前のものと同じであった。平成28年度からは新しい実施要項や審査基準に基づいてこの事業が実施されることになっている。

今年度の対象校は小学校72校、中学校24校、高等学校4校、特別支援学校5校の計105校であり、昨年に続き100校を超えた。

今年度については冒頭で述べたように従前と同じ審査手順にしたがって審査を行い、最優秀校として小学校2校、中学校1校、高等学校1校、特別支援学校1校の計5校、特別協賛日本コカコーラ社賞2校が選ばれた。また、優秀校は小学校7校、中学校2校、高等学校1校、特別支援学校1校の計11校であった。

今年度の最優秀校の選考に当たって強く感じたことは、各学校ともに中心的な課題を設け、この課題について年を追うごとに発展、普及させていることである。たとえば「立腰教育」を基盤とした健康教育を継続的に行うと同時に学校・家庭・地域の連携協力で進める健康教育の実践(福岡県

新宮町立立花小学校)、たくましい体・健やかな体・輝く笑顔・

安全安心な学校づくりの大いちょうプラン(愛知県豊橋市立下地小学校)、生徒会が自ら考案した「ヘルスフルプラン」や「地域防災ボランティア」活動への参加(岐阜県岐阜市立長良中学校)、生徒の実践活動において高大連携・ピア活動を通して共に学び合う健康づくりの推進活動(大阪府立藤井寺高等学校)、大学の附属学校として小学部・中学部・高等部と一貫した保健・安全・食育にかかわる綿密な計画と実践活動(山梨大学教育人間科学部附属特別支援学校)である。特別協賛日本コカコーラ社賞としての評価は、「今何ができるかを考え実行できる子」をテーマに町ぐるみで健康づくりに取り組んでいる(愛知県東郷町立高嶺小学校)、「夢いっぱい、花いっぱい、元気いっぱいの学校」を目標にした健康づくりの推進(埼玉県深谷市立川本中学校)である。

その他の学校についても、書類審査の段階で真摯な選考を行い、そのすべてで優れた健康教育が実践されていることを確認した。

今年度からこの審査結果に基づく表彰式に優良校の関係者にもご出席いただく体制を整えた。優れた健康づくり推進活動についての実践報告を多くの関係者に見聞していただくことによって、この表彰事業の目指すものについての理解を深めていただきたいと願うものである。



平成27年度

全国健康づくり推進学校表彰校

最優秀校 5校

小学校	福岡県	新宮町立立花小学校
	愛知県	豊橋市立下地小学校
中学校	岐阜県	岐阜市立長良中学校
高等学校	大阪府	大阪府立藤井寺高等学校
特別支援学校	山梨県	山梨大学教育人間科学部附属 特別支援学校

優秀校 11校

小学校	広島県	福山市立熊野小学校
	徳島県	阿波市立柿原小学校
	岐阜県	山県市立高富小学校
	熊本市	熊本市立城東小学校
	山形県	鶴岡市立朝陽第二小学校
	愛知県	東郷町立高嶺小学校
中学校	熊本市	熊本市立白山小学校
	埼玉県	深谷市立川本中学校
	青森県	弘前市立津軽中学校
高等学校	山口県	山口県立岩国商業高等学校
特別支援学校	愛知県	瀬戸市立瀬戸特別支援学校

特別協賛社賞 2校

優秀校より	愛知県	東郷町立高嶺小学校
	埼玉県	深谷市立川本中学校

優良校 89校

小学校	青森県	平内町立小湊小学校
	岩手県	二戸市立二戸西小学校
	岩手県	西和賀町立沢内小学校
	宮城県	石巻市立飯野川小学校
	山形県	鶴岡市立大泉小学校
	山形県	飯豊町立第一小学校
	福島県	石川町立石川小学校
	茨城県	稲敷市立あすま南小学校
	茨城県	鉾田市立大竹小学校
	栃木県	茂木町立逆川小学校
	栃木県	下野市立祇園小学校
	栃木県	宇都宮市立横川中央小学校

群馬県	前橋市立東小学校
群馬県	高崎市立新高尾小学校
群馬県	高崎市立中居小学校
埼玉県	久喜市立栗橋小学校
埼玉県	戸田市立戸田第一小学校
埼玉県	川口市立青木中央小学校
千葉県	印西市立本笠第二小学校
千葉県	流山市立東深井小学校
千葉県	松戸市立ハヶ崎第二小学校
東京都	墨田区立業平小学校
東京都	品川区立上神明小学校
東京都	杉並区立三谷小学校
東京都	台東区立東浅草小学校
東京都	豊島区立朋有小学校
石川県	輪島市立町野小学校
石川県	金沢市立大浦小学校
福井県	福井市豊小学校
山梨県	甲州市立東雲小学校
山梨県	富士川町立増穂小学校
長野県	長和町立長門小学校
長野県	松本市立島内小学校
岐阜県	岐阜市立七郷小学校
静岡県	御殿場市立御殿場小学校
愛知県	豊田市立高嶺小学校
滋賀県	守山市立玉津小学校
京都府	亀岡市立曾我部小学校
京都府	舞鶴市立中舞鶴小学校
大阪府	貝塚市立東山小学校
大阪府	和泉市立国府小学校
兵庫県	三田市立志手原小学校
奈良県	大和郡山市立治道小学校
岡山県	吉備中央町立大和小学校
広島県	尾道市立向東小学校
山口県	田布施町立城南小学校
香川県	三木町立平井小学校
香川県	三豊市立仁尾小学校
福岡県	築上町立椎田小学校

中学校

高等学校

特別支援学校

長崎県	佐世保市立大久保小学校
長崎県	長崎市立伊良林小学校
熊本県	美里町立勸徳小学校
熊本県	御船町立小坂小学校
鹿児島県	大崎町立大丸小学校
鹿児島県	鹿児島市立宮小学校
沖縄県	八重瀬町立新城小学校
名古屋市	名古屋市立岩塚小学校
京都市	京都市立静原小学校
京都市	京都市立鷹峯小学校
神戸市	神戸市立淡河小学校
北九州市	北九州市立大里柳小学校
さいたま市	さいたま市立常盤北小学校
岡山市	岡山市立桃丘小学校
岩手県	二戸市立御返地中学校
茨城県	小美玉市立美野里中学校
栃木県	那須町立那須中学校
群馬県	渋川市立赤城南中学校
東京都	江東区立深川第一中学校
東京都	八王子市立別所中学校
石川県	小松市立安宅中学校
長野県	飯田市立竜東中学校
静岡県	浜松市立中郡中学校
愛知県	刈谷市立依佐美中学校
大阪府	吹田市立千里丘中学校
岡山県	赤磐市立高陽中学校
広島県	呉市立片山中学校
山口県	宇部市立神原中学校
福岡県	嘉麻市立碓井中学校
鹿児島県	鹿児島市立皇徳寺中学校
横浜市	横浜市中区山田中学校
神戸市	神戸市立伊川谷中学校
北九州市	北九州市立曾根中学校
さいたま市	さいたま市立宮原中学校
新潟県	新潟市立早通中学校
青森県	青森県立十和田工業高等学校
岡山県	岡山県立津山高等学校
香川県	香川大学教育学部附属 特別支援学校
横浜市	横浜市立ろう特別支援学校
北九州市	北九州市立小池特別支援学校

平成28年度全国及び各地区ブロック大会日程（平成28年2月10日現在）

※日程、開催地はあくまで予定です。主催者の都合で変更することがあります。

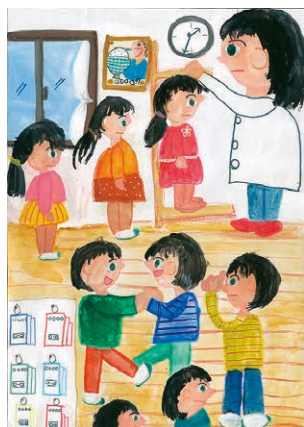
開催日	大会名	開催地
平成28年 4月21日(木)	平成28年度全国学校保健会運営担当者会議	東京都港区
5月29日(日)	第67回指定都市学校保健協議会	静岡県静岡市
7月21日(木)	第38回近畿学校保健連絡協議会	滋賀県大津市
7月29日(金)	第59回全国学校保健主事研究協議会	富山県富山市
8月 4日(木)・ 5日(金)	平成28年度全国養護教諭研究大会	滋賀県大津市
8月 8日(月)・ 9日(火)	第15回九州地区健康教育研究大会	福岡県福岡市
8月 9日(火)・10日(水)	第49回東北学校保健大会	山形県山形市
8月17日(水)	第20回四国学校保健研究大会	徳島県徳島市
8月18日(木)	第61回中国地区学校保健研究協議大会	鳥取県鳥取市
8月25日(木)	第67回関東甲信越静学校保健大会	栃木県宇都宮市
10月12日(水)	第37回東海ブロック学校保健研究大会	愛知県名古屋市
10月20日(木)・21日(金)	平成28年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会	岐阜県岐阜市
10月27日(木)	第66回全国学校薬剤師大会	北海道札幌市
10月27日(木)	第66回全国学校歯科医協議会	北海道札幌市
10月27日(木)・28日(金)	平成28年度全国学校保健・安全研究大会	北海道札幌市
10月28日(金)	平成28年度全国学校保健会中央大会	北海道札幌市
10月29日(土)	第47回全国学校保健・学校医大会	北海道札幌市
11月16日(水)・17日(木)	第80回全国学校歯科保健研究大会	東京都文京区
平成29年 2月16日(木)	平成28年度全国健康づくり推進学校表彰式	東京都文京区
〃	平成28年度日本学校保健会事業報告会	〃
2月24日(金)	平成28年度全国養護教諭連絡協議会第22回研究協議会	東京都港区

平成27年度 健康診断啓発ポスターコンクール

ポスター採用審査

最終選考作品

今年度のコンクールでは、全国から1,865点（前回1,401点）の力作、秀作が集まりました。その中から本会の健康診断啓発用ポスターに採用する作品を決める審査で最終選考まで残った作品をご紹介します。（ポスター採用作品：1ページ掲載）



埼玉県川越市立川越小学校
4年 久米 健瑠 さん



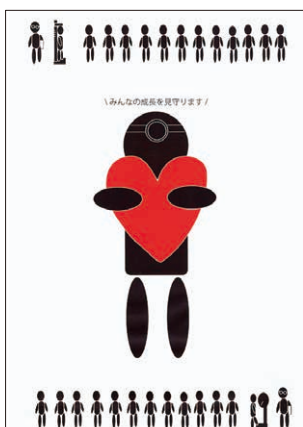
静岡県浜松市立内野小学校
4年 萩田 百佳 さん



山口県岩国市立灘中学校
1年 藤本 恵大 さん



秋田県横手市立横手北中学校
2年 佐藤 花 さん



石川県立羽咋工業高等学校
3年 西田 萌香 さん



岐阜県立多治見工業高等学校
2年 近藤 美鈴 さん

学校保健ポータルサイト「ネットDE研修」 <http://www.gakkohoken.jp/> 薬物乱用防止教育シンポジウムなどの動画を配信！

【配信動画】3月配信予定

◆平成27年度日本学校保健会事業報告会

（平成28年2月18日東京開催）

- ・「児童生徒の健康診断マニュアル改訂委員会・成長曲線小委員会」
東京女子医科大学名誉教授 村田 光範 先生
- ・シンポジウム「これからの学校における
薬物乱用防止教育の在り方」
岐阜薬科大学前学長 勝野 真吾 先生ほか

◆学校における飲酒防止教育研修会

（平成28年1月14日熊本開催）



薬物乱用防止教育シンポジウム

※動画をご覧いただくには個人の会員登録が必要です。詳しくは学校保健ポータルサイトをご覧ください。

平成27年度

特集 健康相談とその活動V**学校薬剤師が行う健康相談**

公益社団法人日本薬剤師会 常務理事 村松 章伊

学校薬剤師の職務執行の準則に、学校薬剤師は法第8条の健康相談に従事すること、法第9条の保健指導に従事することとされている。

学校薬剤師が行う健康相談は学校医のそれとは異なり、衛生化学分野（環境衛生）や医薬品等の正しい使用方法を通して行う教育・指導である。

環境衛生活動を行うなかで、衛生管理等に不備があれば児童生徒等の健康被害が生じることがあることから、学校薬剤師は学校職員等に対して知識及び認識の向上を図るとともに、学校環境衛生問題に対して適切な指導・助言及び対応を行うことを目指している。例として、水泳プールでの水質管理や

保健衛生上の視点、日焼け止めクリームの使用や洗眼器の使用についての問題、換気等では二酸化炭素濃度、二酸化窒素やアレルギー疾患を持つ児童生徒等のアレルギー発作に多大な影響を与える揮発性有機化合物やダニ及びダニアレルゲン検査、塵埃・PM2.5（微小粒子状物質）の問題、温度・湿度や騒音による学習効率への影響、照度に関する検査では視力への影響、学校給食における衛生管理や学校外への影響を及ぼすこともある農薬・殺虫剤の使用問題、また近年増加している熱中症対策へのWBGTの活用や水分補給等に関する啓発及び指導等がある。

学校で保有する医薬品及び薬品等の管理

学校で扱うほとんどの薬品は「医薬用外薬品」の「試薬」に分類されるが、その取扱い、保管・管理については「毒物劇物取締法」で規定される「毒物」「劇物」、または「消防法」で規定される「危険物」に該当する薬品については、それらに対応した取扱いが必要となる。そのため、薬品は多数の法令によって管理方法等が規制されていることを、学校の管理担当者等に再度、指導するとともに管理体制の明確化、薬品台帳の整理、分類、毒劇物、危険物、一般薬品等の保管方法、廃棄、日常点検、定期点検等に対する情報提供及び講習等を実施、特に「毒物」「劇物」及び「危険物」に該当する薬品の保管・管理については「危害防止規定」を作成し、その体制及び責任を明確にするよう指導している。

また、医薬品については最近、食物アレルギー等の問題からエピペン等の医療用医薬品を子どもが学校に

持参し、それを学校で保管する例も増えてきている。

さらに一般用医薬品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称：「医薬品医療機器法」・旧薬事法）の施行から販売方法等が大きく変わり、保健主事、養護教諭のみではなく学校職員全体にも医薬品について、その使用方法、注意事項、管理方法等を含めた正しい知識を持ってもらう必要があることから講習等を実施している。

このように学校薬剤師は薬剤師として医薬品医療機器法に則り、子どもたちの健康と安全を守るため、あるいは国民の信頼を得るために積極的に学校での保健管理及び保健教育に参画することで、地域保健活動に積極的に貢献している。

**薬物乱用防止教育**

未成年者による喫煙や飲酒、青少年による薬物乱用について、学校での喫煙、飲酒、薬物乱用に関する指導・教育の充実強化が求められているなか、新たに「危険ドラッグ」への対応が求められている。

「危険ドラッグ」とは「規制の有無を問わず、使用することが危険な物質」のことをいう。平成26年4月

1日より指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けが禁止となり、これに違反した場合、3年以下の懲役または300万円以下の罰金またはこれらが併科されることとなった。医薬品医療機器法に基づいて厚生労働大臣が「指定薬物」として、これまで2,327物質（H27.12.15現在）を指定し、規制を行ってきたが、

ネット等を利用した通信販売等の利用により安易に入手・使用できることもあり、その急性毒性や依存症候群等の精神症状により、交通事故等、他者への危害事例・事故・事件が頻発してきた。今後とも新たに指定される薬物が増加することは確実であり、このような薬物についての指導には薬の専門家である学校薬剤師の活用が適切であるともいえる。

くすり教育

医薬品医療機器法の改正によりコンビニエンスストアやインターネットなどでの医薬品販売が可能となり、医薬品が手軽に入手できるようになった。法改正前には、薬局等で薬の専門家である薬剤師や登録販売者に相談して購入していたが、インターネット等の通信販売等を利用しての購入では医薬品等を適正に使用するためには自己判断・自己責任が求められている。医薬品医療機器法では、「第一条の六 国民は、医薬品等を適正に使用するとともに、これらの有効性及び安全性に関する知識と理解を深めるよう努めなければならない。」として、国民に医薬品適正使用の責務を求めている。医薬品との相互作用もある健康食品を含め情報の入手方法が多様化し、種々雑多な情報が氾濫している現代ではそれら情報の真偽性を判断する力を身につけさせなければならない。子どもに、生涯にわたって自己の健康管理を適切に行う能力を身につけさせることは大切なことであり、すべての国民が医薬品等を適正に使用することができるよう、義務教育の段階から医薬品に対する教育を行っていくというのが「くすり教育」の目的の一つである。また、健康食品分野でも新たに「機能性表示食品」の誕生もあり、健康食品に対する期待も高まっている。しかし、それらの不適切な摂取による死亡事故も発生していることから医薬品と同時に健康食品の正しい利用に関する教育も必要ではないだろうか。本来、健康食品の摂取は何らかの理由で食事から摂取できない栄養成分を補うものであり、健康食品を摂取していれば健康になるものではないことを理解させなければならない。

このようななかで、今後の薬物乱用防止教育においては「危険ドラッグ」といわれる新たな乱用薬物の根絶を図る必要から、従来の喫煙、飲酒、薬物乱用に「指定薬物を含めた危険ドラッグ」を含めて、薬物乱用防止教室等において、「なぜ禁止されるのか」を十分に周知し、危険行動に結びつかない指導の徹底が求められている。

医薬品に関する教育はただ知識を習得するだけではなく、状況に合わせて自分自身で判断・行動できる能力を養って初めて意味を持つことから、自分の身体や健康に興味を覚える小学生の段階から健康への関心を高め、中学校、高校へと発達段階に応じた医薬品に対する教育を繰り返し行うことが望ましいともいえる。

中央教育審議会答申にも「子どもに生涯にわたり自己の健康管理を適切に行う能力を身に付けさせることが求められているなか、医薬品は医師や薬剤師の指導の下、自ら服用するものであることから、医薬品に関する適切な知識を持つことは重要な課題であり、学校教育においても医薬品の適正使用に関する知識の普及や啓発に努めること」とされている。学習指導要領も改訂され、小学校は平成23年4月、中学校は平成24年4月、高等学校は平成25年4月より施行された。この改訂では保健体育において、「心身の発育・発達と健康、生活習慣病などの疾病の予防、保健医療制度の活用、健康と環境、傷害の防止としての安全、医薬品に関する指導の充実を図る」とされ、特に中学3年において「医薬品は正しく使用すること」と改訂のポイントに挙げられ、中学校の保健体育科（保健分野）」の単位には「医薬品の有効活用」が盛り込まれた。

くすりの専門家である薬剤師は学校薬剤師として学校でのくすり教育の際にサポーターまたはT.T.(チーム・ティーチング)等として授業への関わりを持つことなどにより、環境衛生への関与についてはもちろん、医薬品の教育においても貢献していかなければならない。

学校保健の最新情報を満載

平成27年度版 学校保健の動向

特集 児童生徒の健康診断マニュアルの改訂について ほか一編

- 第1章 健康管理の動向 感染症、児童生徒の発育・発達、眼科等科目別ほか
- 第2章 学校環境衛生の動向 学校環境衛生、学校給食の衛生管理
- 第3章 健康教育の動向 保健教育、安全教育、食育、エイズ・性教育ほか
- 第4章 学校保健に関する組織・団体の最近の動向

■愛媛教諭、大学関係者必携 ■愛媛教諭養成課程の学生の採用試験対策としても最適



発行／日本学校保健会
2,800円（＋税）

一般書店等でも
購入できます！

特別企画 「児童生徒等の健康診断マニュアル(平成27年度改訂)」解説シリーズVol.3

学校での色覚検査の進め方

児童生徒の健康診断マニュアル改訂委員会 委員

公益社団法人日本眼科医会 常任理事 柏井 真理子

はじめに ～検査の意義～

学校での色覚検査は任意ですが、色覚異常の児童生徒のために大切な検査です。

色覚異常は生来のもので、治療はありませんが、色覚異常の児童生徒が自身の色覚の特性を知り、色誤認しやすい状況や注意すべき点を知ることによりトラブルを少なくすることができます。また進路を選択する時にも大切なポイントとなります。

平成26年4月の学校保健安全法施行規則一部改正に伴う局長通知には留意事項として学校における色覚検査について言及されました。今後、保護者には色覚について積極的に周知し、希望者には適切に色覚検査が実施できるように、学校における体制づくりが求められています。

色覚の周知 ～色覚検査の希望調査票について～

今回の文部科学省の通知にある「保護者への積極的な色覚の周知」については、「保健だより」や「保健調査票」、「PTAの会合・懇談会・学校行事」など様々な機会を活用することが大切です。なかでも平成27年度に発刊された「児童生徒等の健康診断マニュアル」(以下マニュアル)P59に掲載されている「色覚希望調査票」の活用はとても効果的であると思います。平成22・23年度の日本眼科医会の調べでは中高生の色覚異常の約半数の生徒は自身の色覚異常に気づいていませんでした。保護者の多くは学校で色覚検査が行われていなかったことを知らないこともあり、また色覚異常や色覚検査についても十分な知識を持っていないのが普通です。色覚検査の希望調査票には色覚異常や検査に関する説明を設け、検査に際しては必ず保護者の同意を得るようにしましょう。

またマニュアルに掲載の希望調査票には「希望します」の記載がありますが、これに加え「希望しません」と併記し、保護者の確認をとった方がよいとの意見もあります。一人でも多くの児童生徒が検査を受ける機会を逸することのないよう、ぜひ学校内でご検討ください。

色覚検査の実施学年と実施時期について(日本眼科医会推奨)

任意検査であるため、実施学年や実施時期については、地域の教育委員会や各学校に委ねられています。教育委員会、学校関係者や学校医等と連携をとりながら決めるのがよいでしょう。日本眼科医会の調べでは、小学校低学年と進学・就職に際してのトラブルが多かったことから、以下の時期の実施がよいとされています。

- 1) 小学校1年生頃(例:学校生活に慣れてきた2学期以降等)
- 2) 小学校で色覚検査を受けなかった者や進路を考えだす中学1年生頃

なお、目前に進路の選択が迫っている高校生にも、進路指導と並行して希望者に実施していただければと思います。なお、任意の検査ですので、1年間のどの時期に

でも実施可能です。校内や学校行事などと照らし合わせて実施されればよいでしょう。

検査の実際(マニュアルP57参照)

体重測定や視力検査等と同じく原則養護教諭をはじめとする学校関係者で実施可能です。ただしプライバシーの配慮が必要となりますので、検査をするにあたり、検査の環境や検査方法に気を配りましょう。なお、学校での検査はあくまでスクリーニングであり、診断ではありません。

(1) 検査室・環境

プライバシーの保護・照明等はマニュアルに記載の通りです。

(2) 使用する色覚検査表について

色覚検査表は医学的に認められているものを使用してください。現在日本でこれに該当するものは「石原色覚検査表Ⅱコンサイス版14表」となっています。石原式の学校用色覚検査表12表は現在廃版となっております。5年以上経過した古いものでは、検査結果に違いが見られることもあり、買い替えが望まれます。

(3) 検査の流れ(使用する色覚検査表使用方法を遵守すること)

児童生徒の目と色覚検査表の距離は、およそ75cmにしてください。近すぎると誤読することがあります。検査表と視線が垂直になるようにします。

眼鏡等を所持する者には装用させ、検査表の提示時間は3秒以内とし、次の表に移るようにしてください。なお時間内の訂正は可とします。検査は粛々と進めてください。

検査の途中、誤読や回答できない場合でも「これが読めないの?」「しっかりと答えなさい」など児童生徒に対して恥ずかしい気持ちを持たせないよう気をつけましょう。

(4) 石原色覚検査表Ⅱコンサイス版(14表)について

検査に使用する検査表は数字表(第1表から第8表)および環状表(第14表から第11表)の12表を用います。第9表・第10表(型判別の表)は使用しません。(各表は検査表本体から取り外せますので、順序を変えたり、環状表の方向を変えて使用してもよいとされています。)

第1表から第8表まで(数字表)

まず第1表からはじめ、第8表まで数字を読ませます。第1表は誰でも読める表となっておりますが、第2表以降は色覚異常では誤読や読めないことが多くあります。戸惑っているような場合などでは「もし数字が書いてあったら読んでね。数字のない表なら『ない』と見えたまま答えればいいよ」と助言するなど安心させてあげてください。

第14表から第11表について(環状表)

環状表では、切痕部(切れ目)のある位置を答えさせます。色覚検査表の一番末尾の第14表からはじめてください。

①まず色覚検査表の第14表を見せます。第14表は色覚異常の有無にかかわらず正読できます。「輪に切れ目が

ありますか？ あれば切れ目の場所を教えてください」と説明します。

②続けて第13表→第12表→第11表と進めてください。

色覚検査購入時には4表ともすべて12時の位置に切れ目があります。(適宜向きを変えることも可能です)。

色覚異常では、以下のように見えたり、回答したりすることが多くあります。

第13表では、「切れ目が9時の位置」(または切れ目がない)

第12表では、「切れ目が6時の位置」(または切れ目がない)

第11表では、「どこも切れ目がない」

また第13表・第12表では「2か所が切れている」と回答することもあります。

その場合は「どちらがはっきり見えますか？」と尋ね、よりはっきりと見える方を回答とします。

また環状表の切れ目を回答させる時、検査表を触らないように注意してください。

(※環状表の切れ目を筆で示させてもよい)

なお、色覚異常がなくても、検査の不慣れや心因性視覚障害などでも誤読することがあります。

判定

使用する検査表に記載の判定法に沿って行います。

石原色覚検査表Ⅱコンサイス版(14表)では第1表から第8表及び第14表から第11表の計12表のうち、誤読が2表以上であれば「色覚異常の疑い」とします。

学校での色覚検査はスクリーニングです。診断はできません。

また、児童生徒が検査に不慣れな場合や判定が難しい児童生徒等に対しては、後日に再検査を実施するのもよいでしょう。その場合には学校医と相談することもよいでしょう。

事後措置

上記のように12表中、2表以上誤読した場合は、「色覚異常の疑い」と判定し、眼科受診を勧奨してください。保護者への通知は保護者通知文(マニュアルP60参照)などを活用してください。通知は検査を実施したすべての児童生徒に対して行ってください。

その際は、封筒の活用や個別懇談会などプライバシーの保護に配慮することが大切です。

眼科医療機関で色覚異常と診断された場合

眼科で色覚異常と診断され、受診結果が学校に提出される場合の情報の取り扱いについては、学校でよく話し合ってください。少なくともクラス担任や養護教諭

は知っておくべきでしょう。

眼科医療機関での検査で「強度の色覚異常」と診断された場合は、学校生活において十分な配慮、対応が必要となります。進学や就職などの進路選択においては、「中等度以下」の軽度な色覚異常であっても進路先に

応じて対応を考慮することが大切です。現在色覚制限のある資格例を表1にあげておきます。年度や地域により変更されることがありますので、本人に最新の情報を得るよう指導してください。

また、眼科医療機関でも、特に低学年など検査が十分できないこともあります。診断を急ぐ必要はなく、少し成長を待ったり、進路を決定する時期に再検査したりすることもあります。なお健康診断票(マニュアルP104)記載については、色覚検査は定期健康診断の項目ではないので「その他の疾病及び異常」や「備考欄」等に記入すればよいと考えますが、こちらについても地区の教育委員会等とご相談ください。

学校で配慮する通知

文部科学省の通知のあるように学習指導、生徒指導、進路指導等に教職員が配慮ある対応をできるようにしてください。色覚異常は男子のおよそ20人に1人です。該当者がわからない時でも、男女同数の40人学級なら色覚異常の児童生徒が1人程度在籍していると思って授業を進めてください。詳細は日本学校保健会ポータルサイト等をご参照ください。

終わりに

図1は、日本眼科医会が推奨している学校での色覚検査のシエマです。

将来を担う児童生徒たちのために、学校での色覚検査は大変大切です。学校関係者のご理解とご協力をお願いします。全国のどの地域でも希望者には色覚検査が受けられるように取り組まれることを願っております。

図1 色覚検査のすすめ方(日本眼科医会推奨)

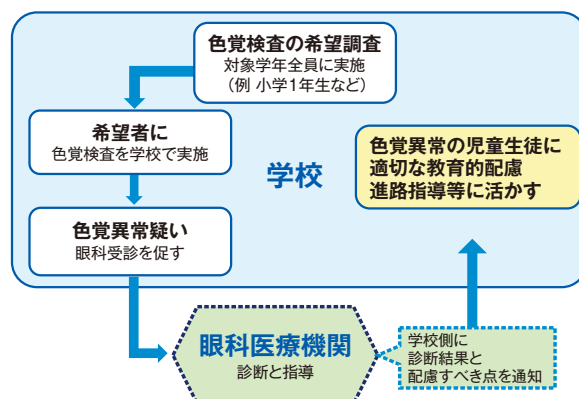


表1 主な色覚制限
直近のものを確認すること

制限の程度	職 種
正常色覚であること	電車運転士 航空管制官 自衛官(航空) 海上保安官(航空) 旅客機パイロット 等
強度色覚異常不可	警察官 皇宮護衛官 自衛官(航空以外) 海技士(航海) 海上保安官 入国警備官 消防官 等

健康教育推進学校表彰校の実践⑥

肢体不自由のある児童生徒の心身の健康を育む取組

～四つの活動を柱とした実践について～

平成 26 年度最優秀校 愛知県立ひいらぎ特別支援学校

1 学校紹介

愛知県の知多半島にある本校は、平成16年4月に県立半田高等学校昼間定時制跡地に開校し、現在は、小学部、中学部、高等部の児童生徒154名が通う肢体不自由特別支援学校である。隣接する県立半田高等学校をはじめ半田農業高等学校、

近隣の小・中学校が立ち並ぶ文教地区に位置しており、近隣校との交流及び共同学習を大切にしている。



2 健康教育の考え方

本校の児童生徒の健康とは、「病気でないとか障害の程度が軽くなるということではなく、個々の児童生徒にとって常に心と身体が、そして社会的にも満たされた状態である」と考える。そのた

めに、肢体不自由のある児童生徒の健康教育は、健康の保持・増進を目的とする働きかけであり、個々の児童生徒が健康的な生活習慣を確立できるように指導・支援を行うことを大切にしている。

3 特徴的な活動

本校の四つの活動を柱とした健康教育は、学校の教育活動の様々な場面で行われている。

(1) 個に応じた健康教育

朝のカードを活用した健康観察、「小学部のつどい」における保健指導、個々の実態や能力に応じた運動会（ひいらぎピック）での発表、主に「健康の保持」、「身体の動き」の促進をねらう温水プールでの活動、食育劇の上演、身体の緊張を緩めたり、口周りの過敏さを軽減したりする給食前の活動な



小学部のつどい



運動会

障害のある児童生徒の健康教育は

- 障害の状態及び発達の段階や特性を十分考慮する。
- 主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。
- 学校の教育活動全体を通じて行う。

配慮事項

- 1 関係者による情報共有
- 2 健康状態を含めた適切な実態把握
- 3 指導記録等による健康管理
- 4 医療機関との連携

健康教育の四つの柱

- 1 個に応じた健康教育
- 2 保護者・地域・関係機関と連携した活動
- 3 安全に配慮した活動
- 4 医療的ケアにおける校内体制の工夫

ど、年齢や個々の能力に応じた学習を進めている。



食育劇の上演

温水プールでの指導

(2) 保護者・地域・関係機関と連携した活動

学校保健委員会では、児童生徒の保健安全活動や環境衛生面の改善、体力づくり等について情報交換や協議



農業高校との交流

をしている。また、交流及び共同学習では、開校当初から近隣の様々な学校の児童生徒とふれあうことで生活経験を広げ豊かな人間性を育む機会としている。給食週間・感謝の会では、郷土の産業や食物に関心をもつ機会とし、児童生徒・保護者・教職員から募集した献立を取り入れたり、栄養職員・調理員への感謝の気持ちを児童生徒が手紙に託して渡したりしている。

(3) 安全に配慮した教育

高等部は、防災ずきんを製作し、完成品を各特別教室に設置したり、学校近隣の公民館へ寄贈したりしており、人の役に立ち、認められた経験

が活動意欲につながっている。校内安全指導では、移動手段別にグループを編成し、危険なところや気をつける場面について話し合ったり、気をつけることを決めたりして、ルールを守ることや危険予知の大切さを、児童会・生徒会役員を中心に確認しあった。



防災ずきんの贈呈



廊下の安全確認の活動

(4) 医療的ケアにおける校内態勢の工夫

医療的ケアを安全かつ安定的に行うためには、児童生徒の様子やサインを見逃さず、看護師・教員・保護者が連携を密にして共通理解を図ることが大切であり、校内態勢の工夫・改善に努めている。

医療的ケアスケジュール		A	B	C	D	E	F	G	H
1 校時	9:15								
	9:30								
	9:45								
2 校時	10:00								
	10:15								
	10:30								
3 校時	10:45								
	11:00								
	11:15								
休憩時間									
	11:30								
	11:45								
	12:00								

医療的ケアスケジュール

4 成果と今後の課題

児童生徒は、これらの活動を通して小学部で身につけた基本的な生活習慣や、中学部で培った体力や健康を保持する力を、高等部においても安定的に保持できるように取り組んできた。そして身体の特徴を知り、社会生活に必要な生活習慣を身につけることができてきた。また本校としては、計画的に学校保健・学校安全活動を実施・評価することで、常に児童生徒の実態に合わせた内容を行い、学習活動に反映することができてきた。

本校の児童生徒は、障害の程度が重度化・多様化してきており、健康教育に対する課題も年々複雑化してきている。このような状況において、健康教育の推進を図るためには、現行の保健・安全を中心とした取組を常に見直し個々のニーズを踏まえて、常に改善していかなければならない。今後も教育・医療・福祉等の関係機関と連携を図りながら、さらに健康教育を推進していきたい。

シリーズ 55

「健康教育をささえる」～学校保健学会の現場から～

「子どもを守り、育てる学校保健」

—日本学校保健学会 第62回学術大会—

茨城大学教育学部 教授 瀧澤 利行

昨年(平成27年)の11月28日(土)、29日(日)の両日、一般社団法人日本学校保健学会の第62回学術大会が開催された。わが国における学校保健に関する最も大きな学術団体であり、その年1回の学術大会は健康教育に関するさまざまな動向が報告され議論される。第62回学術大会は、岡山大学教育学部の門田新一郎特任教授を学会長として、岡山市の岡山コンベンションセンターで開かれた。本稿では、その大会の中での講演内容を繙きながら、現下の学校教育における健康教育の課題を展望してみたい。

今回の学会のテーマは「子どもを守り、育てる学校保健」であり、門田学会長の講演も同タイトルで行われた。「子どもを守り、育てる」は、それ自体を取り上げれば一般的であり、月並みな印象を受けるが、学会長講演をはじめ、多彩なシンポジウムや講演を通して伝えられた今学術大会からのメッセージは、「地域、家庭、学校の連携」と「食育の展開」、そして「子どもの社会的安全・安心」に集約されるといってもよい。個々の講演等の内容に詳しく立ち入る紙幅はないので、いくつかの柱を見立てながら、今学術大会からのメッセージを読み解きたい。

1. 地域、家庭、学校の連携に立った学校保健の在り方

このコンセプト自体はすでに言い古された観があるが、この学術大会を前後して、学校教育においては新たな気運がみられている。すでに平成27年7月に出された「チームとしての学校の在り方とその改善方策」では、これまで専ら教員が担ってきた学校教育の実践的領域(授業、特別活動、生徒指導、教育課程運営、課外活動など)に、学校に関わる様々な職種や人材が関与することによって、教員単独の活動の集約としての学校運営であった状況から、「チーム学校」として、各職種のチームワークの総合として学校教育が成り立つように条件整備を進める方向に向かいつつある。門田学会長の講演でも自らの実践とともに、地域と学校との連携の重要性に触れられたが、文部科学省から出された「チーム学校」答申では、

チームとしての学校を次のようにとらえている。

「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身につけさせることができる学校」

そして、これを実現するための条件として、「専門性に基づくチーム体制の構築」の一環として「教育以外の専門スタッフの参画」として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に必要な標準的職員としてとらえていく方向性が示されている。さらに、「地域との連携体制の整備」においては、「学校が地域と連携するに当たっては、地域や教育委員会との連絡・調整、校内の教職員の支援ニーズの把握・調整、学校支援活動の運営・企画・総括などの役割を担う者が必要」であり、「学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を地域連携担当教職員(仮称)として法令上明確化することを検討」するとしている。すでにこれまでも交通安全教育での交通安全協会との連携、不審者対応における防犯協会との連携などが試みられてきたが、今後は、さらに担当教員を定めて、より具体的に取り組むことが求められている。また、課外活動としての部活指導においても、「今後、部活動をさらに充実していくという観点から、教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる新たな職の在り方について検討をする必要」であるとし、「教員に加え、部活動全体の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする職員を部活動支援員(仮称)として法令上に位置付けることを検討」するとしている。この部活動支援員も多くの場合に地域住民との連携が必要となつてこよう。シンポジウム④でテーマとなった「『学校へ行く学校医』と健康教育」という課題も、地域医療と学校保健教育の連携の強化(学校医は法的にも学校の非常勤職員であるが)によって学校の健康教育を充実させる面からみても重要な観点といえる。

2. スーパー「食育」

今回の学術大会で目立ったのは、食物アレルギー対策も含めての「食育」の重要視の観点であった。「行政・学校・医療のつながる食物アレルギー対応 ―実践と共に育む―」と「健康教育としての食育の推進―スーパー食育スクール事業の取組―」と2つのシンポジウムが立てられた背景には、政策的な視点からの「食育の重視」はもとより、より具体的には文部科学省による「スーパー食育スクール」(sss)の推進の影響が大きい。平成26年度からスタートしたこの事業は、文部科学省によれば「国レベルでの積極的な関与により、関係機関・団体との連携による食育のモデル実践プログラムを構築することで、全国の学校における食育の底上げを図るための事業であり、各種外部機関と連携し、科学的な視点を加味した新たな食育プログラムを開発するモデル事業である」とされる。事業内容は「栄養教諭を中心に外部の専門家等を活用しながら、予め具体的な目標を設定した上で、大学、企業、行政機関（農林、保健部局）、生産者等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解、国際交流など、食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証を行う」としている。スーパー食育スクールは、食を架け橋とした地域と学校の活動が進むよう、「食とスポーツ」、「食と健康」、「食と学力」などテーマを明確にして先進的な食育の取組を行うモデル校を「スーパー食育スクール」として指定し事業を行うものである。「スーパー食育スクール」は、大学や企業、生産者、関係機関等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解など食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証を行うことが期待されている。食育による健康の維持増進は、生活習慣病の早期予防などを視野に入れた健康教育、保健指導として積極的な意義を有するが、これは栄養教諭や学校栄養職員の手によってのみなされるものではなく、

養護教諭や保健体育担当教諭、学級担任との綿密な協議と連携のもとで進められるべきであり、学校保健教育の観点からも注目すべき取組である。

3. 子どもの社会的安全、安心

今学術大会での3つ目のキーコンセプトを挙げるとすれば、「子どもの社会的安全・安心」であろう。今回の学術大会でも東北大震災をはじめとする災害に対応する防災教育や被災者家族支援のシンポジウム報告があり、一方で「いじめ」の克服やネット被害から「子ども」を守る取組が報告された。後を絶たないいじめ被害や同世代への暴力構造は、学校保健だけで解決できる課題ではないが、子どもたちの精神保健的対応も含めた健康教育の役割は大きい。学会共同研究報告もヘルスプロモートングスクールの観点からいじめ防止プログラムを対象とした研究であることも合わせて、「いじめ」対応が学校保健の切実な課題となりつつあることを認識させられるものであった。災害から子どもを守ること、いじめなどの心身への暴力構造から子どもを守することは、子どもための権利条約にもつながる根底的な学校の課題である。各学校の抱える課題に即して、具体的な対応が健康教育としてどこまでプログラム化できるのかが問われているといえよう。



2010年代も半ばを過ぎ、学校保健が取り組むべき課題の裾野も広がっている。従来は学校保健の範疇とはとらえられなかった課題も、いまや学校保健の中心的なテーマになっているし、健康教育のテーマとしても取り組みやすい。それだけに、健康診断や学校環境衛生などの法律に明確な根拠のある活動をどのように健康教育の内容として具体化できるかが一層工夫されるべきではあるまいか。

第63回日本学校保健学会学術大会は、本年11月に筑波大学を会場として開催される。今回明らかになった課題がどのように引き継がれるのかが注目される。

2016年

4月1日公開

子どもの健やかを応援する人々へ

スクウェル！



“スクウェル”は、子どもの保健や栄養関係情報をまとめた“まとめサイト”です。

子どもの健やかを応援する学校教職員や医療関係者の方々に、全国のニュースをまとめてお届けします。

「学校保健会ニュース」のホームページに掲載している「ほけんだよりプラス」や「ほけんの科学」などのコンテンツは、“スクウェル”に移動します。“スクウェル”の登録会員は、これらコンテンツを無料でダウンロードできます。また新しい情報の掲載をメールでお知らせします。**今すぐ、ご登録ください。**

運営：株式会社インターテキスト

登録はこちら：<http://schoowell.jp/register/>

スクウェル登録

検索

配信終了のお知らせ 日本学校保健会発行メールマガジン「学校保健会ニュース」

これまでメールマガジン「学校保健会ニュース」をご利用いただき、ありがとうございました。ご利用の皆様には誠に恐れ入りますが、平成28年3月末をもちまして配信を終了いたします。上記の配信サービスには日本学校保健会は関与いたしませんので、これまで集積いたしましたメールマガジンの会員情報はすべて廃棄となります。上記サービスをご利用の場合はあらためてご登録ください。

平成27年度公益財団法人日本学校保健会賛助会員〈各五十音順〉

平成28年2月10日現在

本年度の本会賛助会員にご加入いただき、誠にありがとうございました。

法人賛助会員

アサヒビール株式会社様	シキボウ株式会社様
味の素株式会社様	四国化成工業株式会社様
江崎グリコ株式会社様	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社
株式会社サンギ様	ビジョンケアカンパニー様
株式会社シード様	第一三共株式会社様
株式会社スミノエ様	東ソー株式会社様
株式会社メニコン様	日産化学工業株式会社様
株式会社ロッテ様	日本アルコン株式会社様
株式会社ワコール様	日本コカ・コーラ株式会社様
クーバービジョン・ジャパン株式会社様	日本曹達株式会社様
グラクソ・スミスクライン株式会社様	P&G ジャパン株式会社様
サノフィ株式会社様	ペルノ・リカル・ジャパン株式会社様
サントリー食品・インターナショナル株式会社様	HOYA 株式会社様
ジェンザイム・ジャパン株式会社様	森永製菓株式会社様
	ライオン株式会社様

個人会員

宇津見 義一様	内藤 昭三様
梅田 郁子様	野溝 正志様
小澤 孝好様	林 和彦様
小山田 雍様	平山 宗宏様
柏井 眞理子様	福下 公子様
上迫田 健二様	古谷 正博様
菊池 信太郎様	真栄田 篤彦様
工藤 英夫様	松下 卓郎様
小松 満様	松田 峻一良様
佐々木 吉幸様	水野 泰弘様
菅尾 光子様	道永 麻里様
高石 昌弘様	宮浦 徹様
高野 繁様	村松 章伊様
津田 正治様	山岸 直矢様
土器屋 美貴子様	吉田 博様
戸田 芳雄様	

他 匿名6名の皆様

団体賛助会員

一般財団法人電気安全環境研究所様	公益社団法人日本眼科医会様
一般社団法人日本コンタクトレンズ協会様	日本教育シューズ協議会様

学校保健用品等賛助会員

一般財団法人東京顕微鏡院様	株式会社カズサ様
一般社団法人こども・すこやか研究所様	株式会社環境衛生様
エクセル株式会社様	株式会社三和製作所様
エスケー石鹸株式会社様	株式会社少年写真新聞社様
エタニ産業株式会社様	株式会社ピーカブー様
河合薬業株式会社様	株式会社ビッグウイング様
株式会社朝日エール様	株式会社ミニマム様
株式会社アルティナ様	サラヤ株式会社様
株式会社アルボース様	勝美印刷株式会社様
株式会社映学社様	南海化学株式会社様
株式会社奥村様	リオンテック株式会社様

公益財団法人日本学校保健会
平成28年度賛助会員ご加入のお願い
学校保健をささえるご支援を！

本会では、本会の目的、事業に賛同される方々の賛助会員へのご加入をお願いしています。本会の賛助会員制度は、子どもたちのために事業活動が続ける本会の貴重な財務基盤の一つです。ご加入のお申込み・詳細は、本会のHPまたはお電話にてお問い合わせください。

※本会の賛助会費は、特定公益増進法人制度による会費の税制上の優遇処置を受けることができます。



詳細：http://www.hokenkai.or.jp
問合せ：Tel 03-3501-0968



安易なカラーコンタクトレンズの使用には注意!! ルールをまとめたリーフレットができました。

目の健康やコンタクトレンズに関する正しい知識の指導などにぜひお役立てください。
学校保健ポータルサイトからダウンロードできます。
http://www.gakkohoken.jp/modules/bulletin4/index.php?page=article&storyid=13



コンタクトレンズの正しい使用と、眼科での定期検査を。
http://acuvue.jnj.co.jp/goeyedoctor/

ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 ビジョンケア カンパニー
東京都千代田区西神田3丁目5番2号 ©J&J KK 2016

虎ノ門 (137)

食育基本法制定から10年

平成 27 年度が終わろうとしている。今年度、食育基本法が制定されて 10 年を迎えた。同時に栄養教諭制度が創設されて、10 年の節目の年でもあった。食育基本法の理念のもと食育推進基本計画が策定され、「食育」は健康教育の一端を担うものとして定着してきた。生涯にわたって健康な生活を送るために、正しい食に関する知識や望ましい食習慣を身につけることなどをねらいとして、朝食欠食率の改善や地場産物の活用推進、食に関連する授業など数値目標を掲げて取組を進めてきたところである。

しかし、この節目の年に行われた総務省の食育推進に関する施策評価では、栄養教諭配置の効果をはじめ食育推進に関する調査の結果からはあまり高い評価が得られなかった。

食生活の改善は一朝一夕には進まない。家庭を巻き込んだ食育の取組を一つ一つ積み重ね、家族ぐるみで意識を変えなければ、児童生徒の行動の変容にはつながらない。とは言え、取り組んだ内

容を検証し、次への改善に生かすために評価はついて回る。どのような検証を行うかも問われており、大きな課題をいただいた。

全国の小中学校 31,000 校に対し、栄養教諭・学校栄養職員は約 12,000 人、うち栄養教諭は約 5,000 人である。次の 10 年に向けてさらに真価が問われていくことになりそうだ。

折から、健康診断の評価に成長曲線を活用することになったとうかがった。食事摂取基準 2015 においても、児童生徒に対する栄養・食事指導は成長曲線と肥満度曲線に基づくとされており、データ作りに悩む栄養教諭も多かったが、養護教諭とタイアップすれば、よりの確なデータ管理が行えるのではないかと考えた。チームで取り組む学校保健組織の中で、養護教諭と手を携え、校医、歯科校医、学校薬剤師の方々からの助言をいただきながら食育を進めていくことが、少数派の栄養教諭・学校栄養職員には不可欠であり、実績を形にするための近道なのだと思う。一人でも多くの栄養教諭・学校栄養職員が配置されることを切に願いつつ、次の 10 年に向け、新たな年度に踏み出していきたい。

(編集委員 松本清江)

編 集 後 記

今号では平成 27 年度健康診断啓発ポスターコンクルの審査結果を掲載しています。これとは別に本会の「学校における飲酒防止教育支援委員会」で制作した未成年飲酒防止啓発ポスターを本誌に挟み込んでいます。

このポスターはオリンピックを目指す中高生アスリートをモデルに前年度から作成しているもので、今年度は卓球の伊藤美誠選手をモデルに、キャッチ

コピーはインターネットを通じて中高校の保健委員会（保健部）から募集、応募のあった 91 点の中から「大切な未来 断る勇気！ STOP 飲酒！」が採用されました。未成年飲酒は薬物乱用に通じる「ゲートウェイドラッグ」であり、伊藤選手の勇姿と相まってインパクトのある仕上がりになっているかと思います。学校等の掲示物としてご活用ください。

(編集委員長 弓倉 整)

成長期のからだや下着について 簡単に指導できる「無料DVD」配布中。



視聴時間：約10分

※今なら「ツボミスクールオリジナルメジャー」を差し上げます。(各校1つ)

下着教室ツボミスクールで講師が話している内容をまとめた「テキストとDVDのセット」を無料提供しています。DVDは約10分で、視聴するだけでも知識が得られる内容です。宿泊学習前のご指導などにぜひお役立てください。



お申し込みはホームページから！

※スマートフォンからもご利用いただけます。 ツボミスクール 検索

TOPICS



ツボミスクールの養護教諭コースが 全国へ無料出張いたします！

「関東」と「関西」を中心に出張しておりますが、参加者が養護教諭や学校関係者に限り全国へ無料出張いたします。研究会や講演会のひとつとして、ぜひお役立てください。

- コース：養護教諭コース
- 人数：30名程度よりお受けいたします
- 会場：公民館や学校などの公的施設をご手配ください
- 費用：無料（講師料・交通費は不要です）
- 期間：年中（6.7月を除く）

詳しい内容やお申し込みは下記までお問い合わせください。

ツボミスクール運営事務局

TEL 0120-203-248 [受付時間] 平日9：30～17：00



私は、
夕方以降も
乾きを知らない。

涙 レンズ
あなたの涙で潤いつづける
1dayコンタクトレンズ。

眼になじみやすいレンズ素材 poly (HEMA-GMA) を日本で初めて採用。
涙の水分を表面に引きつけることで乾燥させず、
夕方以降も潤いがつづきます。



(10シート・30枚入り)

Magic
1day Menicon Flat Pack

Magic メニコン で 検索 <http://www.menicon.co.jp>
 メニコンお客様センター ☎ 0120-103-109

※HEMAはヒドロキシエチルメタクリレート、
GMAはグリセロールモノメタクリレートの
略称です。
※うるおい感、装着感には個人差があります。

くすりと、もっと仲良くなれる。

Daiichi Sankyo

くすりミュージアムのご案内

- 開館時間／午前10時～午後6時（入館は、閉館30分前迄）
- 休 館 日／月曜、年末年始 ※月曜が祝日・振替休日の場合は開館、翌日休館
- 入 館 料／無料
- 問合せ先／Tel：03-6225-1133
- ホームページ／<http://kusuri-museum.com>
- e-mail／kusuri.museum@daiichisankyo.co.jp

東京都中央区日本橋本町3-5-1 ・地下鉄銀座線・半蔵門線「三越前駅」A10出口 徒歩2分 ・JR総武線快速「新日本橋駅」出入口5 徒歩1分



●赤玉

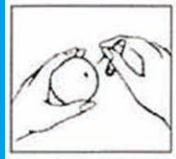


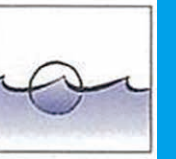
日本学校保健会の推薦商品

透明度を高めます。(No.2) 藻を防ぎます。(No.5)

プール浄化剤 アクアピル

※無料サンプルを提供します。





〒152-0022 東京都目黒区柿の木坂1-5-1
エタニ産業株式会社 TEL.03-5701-7272

●青玉





あしもり
みんな“足守”

子ども達の足は保護者、教師、医師、研究者、靴のメーカーや販売店など、
様々な人がそれぞれの役割を担わなければ守れません。
そこで、多くの方々に今の子どもの足の問題をお伝えし、足守としての意識
を持っていただきたいと、私達は考えています。それぞれの立場で足育に参
加してもらえよう、足守ネットワークの土台を作っていきたいと思ひます。
子ども達の健康づくりのために、足守の輪を広げていきましょう。



足元からの健康教育“足育”
日本教育シューズ協議会
<http://www.jes.gr.jp>